

第60回 定時株主総会 招集ご通知



開催日時

2025年6月27日（金曜日）午前10時
（受付開始：午前9時）



開催場所

大阪市中央区本町橋 2 番31号
シティプラザ大阪 2 階「SYUN ー旬ー」
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）



決議事項

議 案 取締役（監査等委員である取締役を
除く。）6名選任の件



目次

招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	9
連結計算書類	24
計算書類	26
監査報告	28

【お土産・遊技機展示に関するお知らせ】

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意および会場内の遊技機展示・飲料提供はございませんので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

【株主の皆様へ】

当社IRサイトにて株主通信を
公開しております。
是非ご覧ください。

<https://www.fujimarukun.co.jp/corp/ir/library/report/>



招集ご通知がスマホでも！



パソコン・スマートフォン
からでも招集ご通知がご覧
いただけます。

<https://p.sokai.jp/6257/>



株 主 各 位

証券コード：6257

(発送日) 2025年6月6日

(電子提供措置の開始日) 2025年6月4日

大阪府中央区内本町一丁目1番4号

株式会社 藤商事

代表取締役社長 今 山 武 成

第60回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第60回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】 <https://www.fujimarukun.co.jp/corp/>
(上記ウェブサイトにアクセスいただき、「企業・IRニュース」をご確認ください。)



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】 <https://d.sokai.jp/6257/teiji/>



なお、当日ご出席おさしつかえの場合は、インターネットまたは書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月26日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時	2025年6月27日（金曜日） 午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所	大阪市中央区本町橋 2 番31号 シティプラザ大阪 2階 「SYUN -旬-」 （末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項	報告事項 1. 第60期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第60期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
	決議事項 議 案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

以 上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら郵送にてお送りしております議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
2. 当社では、定款の定めにより、代理人による議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合に限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。
3. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載いたします。
4. 書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令および当社定款の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
 - ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
 - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
 したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類および計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。



株主総会に
ご出席される場合

日 時

2025年6月27日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



インターネットで議決権を
行使される場合

行使期限

2025年6月26日（木曜日）
午後5時30分入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を
行使される場合

行使期限

2025年6月26日（木曜日）
午後5時30分到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

▶こちらに議案の賛否をご記入ください。

案 義

- 全員賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 ≫ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

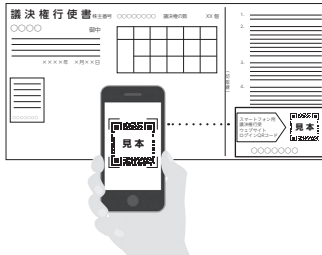
書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。インターネットおよび書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使として取り扱います。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱います。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

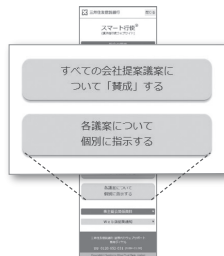
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

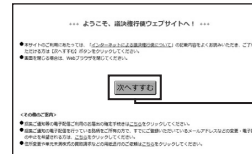
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

議 案 取締役（監査等委員である取締役を除く。） 6 名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員(5 名)は任期満了となります。つきましては、経営体制の強化を図るため 1 名増員し、取締役 6 名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、指摘すべき事項はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	当社における地位、担当	
1	まつもとくに お 松 元 邦 夫	代表取締役会長	再 任
2	まつもとまさ お 松 元 正 夫	代表取締役副会長	再 任
3	いまやまたけ なり 今 山 武 成	代表取締役社長	再 任
4	まつしたとも と 松 下 智 人	代表取締役 専務執行役員	再 任
5	なかむらとし ゆき 中 村 敏 幸	専務執行役員	新 任
6	とうなかのぶ ひで 當 仲 信 秀	取締役	再 任

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所 有 す る 当社株式の数
1	まつ もと くに お 松 元 邦 夫 (1952年12月6日生) 再 任	1975年3月 当社入社専務取締役 1993年12月 当社専務取締役辞任 1997年5月 当社専務取締役 2000年3月 当社代表取締役社長 2016年4月 当社代表取締役会長（現任）	5,284,800株
(取締役候補者とした理由) 長年にわたり経営トップとしてのリーダーシップと決断力で、当社を持続的に成長させてまいりました。これまでの実績から、今後も 当社の企業価値向上に寄与することを期待し、引き続き取締役候補者といたしました。			
2	まつ もと まさ お 松 元 正 夫 (1958年2月1日生) 再 任	1976年4月 当社入社 1980年6月 当社常務取締役 1993年12月 当社常務取締役辞任 1997年5月 当社常務取締役 2004年6月 当社専務取締役 2005年6月 当社取締役副社長 2012年4月 当社代表取締役副社長 2016年4月 当社代表取締役副会長（現任）	4,191,400株
(取締役候補者とした理由) 長年にわたり当社の経営をリードし、豊富な経営経験と幅広い人脈を活かし、当社の発展に寄与してまいりました。今後も広い視野か らの経営全般を牽引することを期待し、引き続き取締役候補者といたしました。			
3	いま やま たけ なり 今 山 武 成 (1966年2月17日生) 再 任	1989年3月 当社入社 2004年4月 当社東京支店長 2007年7月 当社営業本部部長 2009年6月 当社執行役員営業本部副本部長 2010年6月 当社執行役員営業本部長 2013年4月 当社執行役員開発本部長 2016年4月 当社執行役員営業本部長 2016年6月 当社取締役営業本部長 (株)JFJ代表取締役社長 2018年6月 当社取締役専務執行役員 2021年5月 当社代表取締役専務執行役員 2022年4月 当社代表取締役社長（現任）	8,936株
(取締役候補者とした理由) 営業部門および開発部門の要職を歴任し、業績の拡大に貢献してまいりました。両部門で培った豊富な業務経験を活かし、強力なリー ダーシップで今後も当社を成長に導くことを期待し、引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所 有 す る 当社株式の数
4	まつ した とも と 松 下 智 人 (1971年2月5日生) 再任	1989年4月 当社入社 2007年7月 当社管理本部総務部長 2009年7月 当社執行役員開発本部副本部長 2016年4月 当社執行役員開発本部長 2018年6月 当社取締役開発本部長 2019年8月 ㈱オレンジ代表取締役社長 2021年5月 ㈱J F J代表取締役社長（現任） 2022年4月 当社取締役専務執行役員 開発本部、経営管理本部担当 2024年6月 当社取締役専務執行役員 2025年4月 当社代表取締役専務執行役員（現任）	14,598株
(取締役候補者とした理由) 管理部門および開発部門の要職を歴任した後、2016年4月より開発本部長として当社のパチンコ・パチスロ遊技機の開発を牽引してまいりました。その豊富な知見と幅広い見識を当社の経営に活かすことを期待し、引き続き取締役候補者いたしました。			
5	なか むら とし ゆき 中 村 敏 幸 (1971年10月2日生) 新任	2001年4月 当社入社 2015年4月 当社営業本部副本部長 2016年6月 当社執行役員営業本部副本部長 2018年6月 当社執行役員営業本部長 2024年4月 ㈱オレンジ代表取締役社長（現任） 2024年6月 ㈱ミラクル代表取締役社長（現任） 2025年4月 当社専務執行役員（現任）	2,163株
(取締役候補者とした理由) 営業部門における要職を歴任し、当期も当該部門の強化に貢献してまいりました。同氏のこれまでの経験と知見を活かすことが当社の持続的成長に寄与すると判断し、新たに取締役候補者いたしました。			
6	とう なか のぶ ひで 當 仲 信 秀 (1961年8月23日生) 再任	1996年4月 当社入社 2006年7月 当社経営企画室長 2009年6月 当社執行役員管理本部副本部長 2010年6月 当社執行役員管理本部長 2016年6月 当社取締役管理本部長 2022年4月 当社取締役（現任）	9,138株
(取締役候補者とした理由) 経営企画部門および管理部門の要職を歴任した後、2010年6月より管理本部長として当社の企業価値向上に貢献してまいりました。これまでの豊富な業務経験により、当社の持続的な企業価値の向上に寄与することを期待し、引き続き取締役候補者いたしました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「4. 会社役員の状況 (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりであります。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以 上

ご参考

本総会終結後の各取締役のスキルマトリクス

	氏名	性別	当社における地位、担当	企業経営 経営戦略	財務・会計	製造・開発	営業・ プロモーション	法務・リスク管理 コンプライアンス
	松元 邦夫	男性	代表取締役 会長	●		●		
	松元 正夫	男性	代表取締役 副会長	●			●	
	今山 武成	男性	代表取締役 社長	●		●	●	
	松下 智人	男性	代表取締役 専務執行役員	●	●	●		●
	中村 敏幸	男性	取締役 専務執行役員	●			●	
	當仲 信秀	男性	取締役	●	●			●
	市川 雅和	男性	取締役 (常勤監査等委員)	●		●		
社外 独立	岩松 登	男性	取締役 (常勤監査等委員)	●	●			●
社外 独立	帆足 智典	男性	取締役 (監査等委員)	●				●

※上記一覧表は、各人の有するすべての知見や経験を表すものではありません。

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、通商政策などアメリカの政策動向による影響や物価上昇、金融資本市場の変動等の影響に十分留意することが必要な状況にあるものの、雇用・所得環境が改善するもとで各種政策の効果もあり、景気はこのところ緩やかに回復しております。

パチンコホール業界におきましては、のめり込み防止や依存症対策として、さまざまな施策を通じてファンの皆様がパチンコ・パチスロをより安心・安全に楽しめる環境づくりを推進しております。

遊技機業界におきましては、ゲーム性や遊技環境、セキュリティの向上などに寄与するとされる「スマート遊技機」の普及促進が行われているなかで、パチスロ遊技機ではスマートパチスロが市場を牽引する形で稼働は回復しており、当社グループを含めたパチスロメーカー各社から発売される主要な機種が多くがスマートパチスロとして発売されております。パチンコ遊技機では新しい出玉の波を創出する機能「ラッキートリガー」を搭載した機種が市場投入され好調な稼働実績を残すタイトルもみられ、市場環境の活性化への期待が見込まれております。

このような状況のもと、当社グループといたしましては、「ブランドの強化」と「経営基盤の強化」を最重点課題としたうえで、引き続き、市場トレンドの先端を行く機種開発に取り組み、お客様に支持される遊技機を安定的に供給することにより、販売台数の確保に努めております。

当連結会計年度におきましては、当社の新規タイトルとしてパチンコ遊技機では4機種、パチスロ遊技機では2機種を市場投入いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の業績につきましては、売上高345億97百万円（対前期比6.5%減）、営業利益31億92百万円（同34.6%減）、経常利益34億6百万円（同30.8%減）、親会社株主に帰属する当期純利益25億68百万円（同29.5%減）となりました。

製品別の状況は次のとおりであります。

(パチンコ遊技機)

上半期では、前連結会計年度に発売した「P FAIRY TAIL これが七炎竜の力だ」(2024年4月導入)が本格的に導入開始されたことに加えて、新規タイトルとして「P 魔王学院の不適合者」(2024年5月発売)、「P 貞子」(2024年6月発売)、「P とある科学の超電磁砲 2」(2024年7月発売)を市場投入したほか、前連結会計年度に発売したその他シリーズ機種などを継続販売いたしました。

また、下半期では、新規タイトルとして「P 世界最高の暗殺者、異世界貴族に転生する」(2024年12月発売)を市場投入いたしました。また、「P とある魔術の禁書目録 2 Light PREMIUM 2000 ver.」(2025年1月発売)など、その他シリーズ機種を継続販売いたしました。

以上の結果、販売台数は74千台(対前期比22.3%増)、売上高は270億22百万円(同13.8%増)となりました。

(パチスロ遊技機)

パチスロ遊技機では、新規タイトルとして「スマスロ ゲゲゲの鬼太郎 覚醒」(2024年7月発売)、「スマスロ 一方通行 とある魔術の禁書目録」(2024年11月発売)を市場投入いたしました。

以上の結果、販売台数は17千台(対前期比39.1%減)、売上高は75億75百万円(同42.8%減)となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は、11億52百万円となりました。

その主なものは、新規金型取得6億82百万円(パチンコ遊技機：5億68百万円、パチスロ遊技機：1億14百万円)などであります。

なお、これらの所要資金につきましては、自己資金で充当いたしました。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	第57期 (2022年3月期)	第58期 (2023年3月期)	第59期 (2024年3月期)	第60期 (当連結会計年度) (2025年3月期)
売 上 高 (百万円)	29,606	34,869	36,983	34,597
経 常 利 益 ま た は 経 常 損 失 (△) (百万円)	△599	4,066	4,923	3,406
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 ま た は 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失 (△) (百万円)	△1,783	5,296	3,643	2,568
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 ま た は 1 株 当 た り 当 期 純 損 失 (△) (円)	△79.66	237.90	174.38	122.86
総 資 産 (百万円)	45,404	51,160	51,344	53,170
純 資 産 (百万円)	36,626	39,788	42,941	46,778
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	1,635.44	1,903.77	2,054.68	2,237.46

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金 (百万円)	当社の議決権比率	主な事業内容
株 式 会 社 J F J	10	100%	遊技機の開発、製造、販売
株 式 会 社 オ レ ン ジ	10	100%	遊技機の開発、製造、販売
株 式 会 社 ミ ラ ク ル	10	100%	遊技機の開発、製造、販売

(注) 当社は、2025年4月25日開催の取締役会において、子会社である株式会社ミラクルを2025年6月27日に解散することを決議いたしました。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、通商政策などアメリカの政策動向による影響や物価上昇、金融資本市場の変動等の影響による下振れリスクがあるものの、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が景気の緩やかな回復を支えることが期待されます。

遊技機業界におきましては、遊技機メーカーによる「スマート遊技機」の普及促進が行われているなかで、新たなゲーム性を提供する新機能として、パチンコ遊技機では「ラッキートリガー3.0プラス」、パチスロ遊技機では「ボーナストリガー」を搭載した機種の世界投入が予定されており、より一層の「スマート遊技機」の普及と市場環境活性化への期待が見込まれております。

当社グループといたしましては、「ブランド力の向上」と「人材育成」を最重点課題としたうえで、引き続き、市場トレンドの先端を行く機種開発に取り組み、お客様に支持される遊技機を安定的に供給することにより、販売台数の確保に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

当社グループは、パチンコ遊技機、パチスロ遊技機の開発、製造、販売を主な事業としております。

(6) 企業集団の主要な事業所 (2025年3月31日現在)

会 社 名	名 称	所 在 地
株 式 会 社 藤 商 事	本 社	大阪府大阪市中央区
	名古屋事業所 (名古屋工場および開発部)	愛知県一宮市
	東京開発事業所	東京都千代田区
	仙台支店	宮城県仙台市若林区
	埼玉支店	埼玉県さいたま市大宮区
	東京支店	東京都台東区
	名古屋支店	愛知県名古屋市中川区
	大阪支店	大阪府大阪市浪速区
	広島支店	広島県広島市東区
	福岡支店	福岡県福岡市博多区
	札幌営業所	北海道札幌市白石区
	青森営業所	青森県青森市
	高崎営業所	群馬県高崎市
	千葉営業所	千葉県千葉市中央区
	横浜営業所	神奈川県横浜市中区
	静岡営業所	静岡県静岡市駿河区
	金沢営業所	石川県金沢市
	神戸営業所	兵庫県神戸市中央区
	高松営業所	香川県高松市
	熊本営業所	熊本県熊本市南区
	鹿児島営業所	鹿児島県鹿児島市
株 式 会 社 J F J	本 社	大阪府大阪市中央区
株 式 会 社 オ レ ン ジ	本 社	大阪府大阪市中央区
株 式 会 社 ミ ラ ク ル	本 社	大阪府大阪市中央区

(7) 企業集団の使用人の状況 (2025年3月31日現在)

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
458 (91) 名	20名増	42.84歳	14.32年

(注) 使用人数は就業人員（契約社員を含んでおります。）であり、臨時雇用者数は（ ）内に外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年3月31日現在)

該当事項はありません。

(注) 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と借入極度額100億円の貸出コミットメント契約を締結しております。

なお、当該契約に基づく当連結会計年度末の借入実行残高はありません。

(9) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業価値の向上とともに株主の皆様継続的かつ安定的に利益還元を図ることを経営の最重要課題と位置づけております。これらの方針に基づき、安定配当の継続を重視したうえで業績に応じた利益還元を行うこととし、配当性向（連結）30%以上を目指しかつ、下限は1株当たり年間50円といたします。

また、内部留保金につきましては、継続的な成長力・競争力強化を図るための研究開発投資および設備投資など、有効に活用していく所存であります。

以上の方針に基づき、2025年3月31日を基準日とする剰余金の配当につきましては、1株につき30円とさせていただきます、すでにお支払いしております中間配当を加えた1株当たりの年間配当金は55円となります。

なお、当社は会社法第459条第1項に基づき、取締役会の決議により剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めております。

(10) 企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（2025年3月31日現在）

（1）発行可能株式総数 80,000,000株

（2）発行済株式の総数 22,895,500株（自己株式1,988,311株を含む。）

（注）2024年5月27日付にて実施した自己株式の消却に伴い、発行済株式の総数は1,500,000株減少し、22,895,500株となっております。

（3）株主数 9,230名

（4）大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
松 元 邦 夫	5,284,800株	25.27%
松 元 正 夫	4,191,400株	20.04%
株 式 会 社 松 元 ホ ー ル デ ィ ン グ ス	2,900,000株	13.87%
サ ン 電 子 株 式 会 社	915,800株	4.38%
柳 澤 安 慶	613,000株	2.93%
藤 商 事 従 業 員 持 株 会	295,500株	1.41%
松 元 恵 子	260,000株	1.24%
J P モ ル ガ ン 証 券 株 式 会 社	211,675株	1.01%
B N Y M S A / N V F O R B N Y M F O R B N Y M G C M C L I E N T A C C T S M I L M F E	172,926株	0.82%
S T A T E S T R E E T B A N K A N D T R U S T C O M P A N Y 5 1 0 6 8 6	171,600株	0.82%

（注）1. 当社は、自己株式を1,988,311株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

（5）当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）	7,672株	3名

（注）当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告の「4. 会社役員の状況（4）取締役の報酬等」に記載しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役の状況（2025年3月31日現在）

氏 名				当社における地位	担当および重要な兼職の状況
松	元	邦	夫	代 表 取 締 役 会 長	
松	元	正	夫	代 表 取 締 役 副 会 長	
今	山	武	成	代 表 取 締 役 社 長	
松	下	智	人	取 締 役 専 務 執 行 役 員	(株)JFJ代表取締役社長
當	仲	信	秀	取 締 役	
市	川	雅	和	取 締 役 (常 勤 監 査 等 委 員)	
岩	松	登		取 締 役 (常 勤 監 査 等 委 員)	
川	島	育	也	取 締 役 (監 査 等 委 員)	公認会計士・税理士
帆	足	智	典	取 締 役 (監 査 等 委 員)	弁護士

- (注) 1. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの情報収集および重要な会議における情報共有ならびに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能とすべく、市川雅和および岩松登氏を常勤の監査等委員として選定しております。
2. 岩松登氏、川島育也氏および帆足智典氏は、社外取締役であります。
3. 監査等委員である取締役 岩松登氏および川島育也氏は、以下のとおり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・監査等委員である取締役 岩松登氏は、金融機関出身であり、長年にわたり財務および会計に関する業務に携わっていた経験があります。
 - ・監査等委員である取締役 川島育也氏は、公認会計士および税理士の資格を有しております。
4. 取締役専務執行役員 松下智人は、2025年4月1日付で代表取締役専務執行役員に就任いたしました。
5. 当社は、社外取締役である岩松登氏、川島育也氏および帆足智典氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 監査等委員である取締役 川島育也氏は、2025年4月13日に逝去により退任いたしました。
7. 執行役員の状況
- 取締役 松下智人は、専務執行役員を兼務しております。
- なお、上記以外の執行役員は次のとおりであります。
- | | | |
|-------------|---------|----------|
| 常 務 執 行 役 員 | 中 村 敏 幸 | 営業本部長 |
| 常 務 執 行 役 員 | 村 上 和 繁 | 経営管理本部長 |
| 常 務 執 行 役 員 | 遠 藤 匡 雄 | 製造本部長 |
| 常 務 執 行 役 員 | 久 世 壮 平 | 開発本部長 |
| 執 行 役 員 | 西 濱 義 文 | 情報システム部長 |

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および各監査等委員である取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社の取締役および執行役員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者である当該役員等が、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に更新しております。

なお、当該保険契約では、当社が当該役員等に対して損害賠償責任を追及する場合は保険契約の免責事項としており、また、填補する額について限度額を設けることにより、当該役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(4) 取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2024年6月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を改定しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合しており、代表取締役社長が妥当性を確認していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は次のとおりです。

a. 基本方針

取締役の報酬は、基本報酬、業績連動報酬および譲渡制限付株式報酬とし、その総額が株主総会において決議いただいた報酬限度の範囲内で支給することとしております。

b. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、それぞれの取締役の職務と責任および実績に応じて支給することとしております。

c. 業績連動報酬等の内容および額の算定方法の決定に関する方針

当社は安定した収益の確保を目指し、経常利益を重要な経営指標としていることから、取締役の業績連動報酬についても、当該連結会計年度の経常利益を基準に総合的に勘案して支給総額を算定し、取締役会の決議事項とすることとしております。

役員賞与を支給する場合の支給時期については、毎年6月頃に賞与として支給することとしております。

なお、監査等委員である取締役および社外取締役については、その職務内容または経営に対する独立性を維持するため業績連動報酬については支給しておりません。

d. 譲渡制限付株式報酬の内容および額もしくは数の算定方法の決定に関する方針

当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主との一層の価値共有を進めることを目的とし、それぞれの取締役の職務と責任などを考慮して、原則として退任時までの譲渡制限が付された株式を、各年の一定の時期に、支給することとしております。

対象取締役に金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権を現物出資させて、当社の普通株式の発行または処分を受けるものとし、1株当たりの払込金額は取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定することとしております。

なお、監査等委員である取締役および社外取締役については、その職務内容または経営に対する独立性を維持するため譲渡制限付株式報酬については支給しておりません。

e. 基本報酬の額、業績連動報酬等の額および譲渡制限付株式報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

金銭報酬として基本報酬と単年度の業績に応じた業績連動報酬、非金銭報酬として譲渡制限付株式報酬を支給することとしております。

なお、一定額以上の経常利益を確保し、株主総会において決議いただいた報酬限度額の上限に報酬総額が達した場合、基本報酬と業績連動報酬および譲渡制限付株式報酬の比率の目安は概ね6：3：1程度としております。

f. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

各取締役（監査等委員である取締役を除く）に支給する基本報酬の額、業績への貢献度を踏まえた賞与の額および譲渡制限付株式報酬の額は、報酬基準に基づく原案の作成を経営管理本部長が行い、代表取締役社長の確認を経て、最終的には取締役会で一任決議を受けた代表取締役会長が決定しております。

また、監査等委員である取締役の報酬については、監査等委員全員の協議により決定しております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	譲渡制限付 株式報酬	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	597 (1)	514 (1)	75 (-)	7 (-)	7 (1)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	42 (26)	42 (26)	- (-)	- (-)	4 (3)
合 計 （うち社外役員）	639 (28)	557 (28)	75 (-)	7 (-)	11 (4)

- (注) 1. 上記の表には、2024年6月26日開催の第59回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名（うち社外取締役1名）を含んでおります。
2. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 当社は安定した収益の確保を目指し、経常利益を重要な経営指標としていることから、業績に応じた支給総額の算定においても、経常利益を基準とし、総合的に勘案して決定しております。
当該業績指標である経常利益の当年度の実績は、3,406百万円であります。
4. 譲渡制限付株式報酬の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等 d. 譲渡制限付株式報酬の内容および額もしくは数の算定方法の決定に関する方針」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2. 株式の状況 (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
5. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2022年6月24日開催の第57回定時株主総会において年額800百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は7名です。
また、上記金銭報酬とは別枠で、2024年6月26日開催の第59回定時株主総会において、譲渡制限付株式の付与のための報酬額として年間40百万円以内、株式数の上限を年30,000株以内（監査等委員である取締役および社外取締役は付与対象外）と決議しております。当該株主総会終結時点の対象となる取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の員数は5名です。
6. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2022年6月24日開催の第57回定時株主総会において年額60百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。
7. 取締役会は、代表取締役会長 松元邦夫に対し各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬の額および社外取締役を除く各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の業績等への貢献度を踏まえた業績連動報酬等の配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の業績等への貢献度を測るのに代表取締役会長が適任であると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に経営管理本部長が報酬基準に基づく原案を作成し、原案の妥当性等について代表取締役社長が確認しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

記載すべき関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況および 社外取締役役期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 岩 松 登 (常勤監査等委員)	当事業年度開催の取締役会21回のすべてに、また、監査等委員会22回のすべてに出席し、金融機関出身として、その専門知識と幅広い見識に基づき客観的かつ中立的な視点から当社経営への的確な提言、助言等を行っており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外取締役 川 島 育 也 (監 査 等 委 員)	当事業年度開催の取締役会21回のうち19回に、また、監査等委員会22回のうち18回に出席し、主に公認会計士および税理士としての専門的見地から当社経営への的確な提言、助言等を行っており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外取締役 帆 足 智 典 (監 査 等 委 員)	2024年6月26日就任以降、当事業年度開催の取締役会16回のうち15回に、また、監査等委員会16回のすべてに出席し、弁護士としての専門的知識を活かして当社経営の健全性確保に貢献するとともに、経営全般を監督するうえで幅広い視点から当社経営への的確な提言、助言等を行っており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	35百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	35百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

6. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	32,425	流動負債	4,573
現金及び預金	21,551	買掛金	2,266
受取手形	903	未払金	967
売掛金	882	前受金	9
商品及び製品	15	賞与引当金	409
原材料及び貯蔵品	6,589	役員賞与引当金	75
有価証券	100	未払費用	163
前渡金	1,796	未払法人税等	604
前払費用	131	その他の	78
未収還付法人税等	229	固定負債	1,818
その他の	357	退職給付に係る負債	354
貸倒引当金	△132	繰延税金負債	549
固定資産	20,745	資産除去債務	305
有形固定資産	7,063	その他の	608
建物	2,595		
構築物	77	負債合計	6,391
機械及び装置	675		
車両運搬具	31	純資産の部	
工具器具備品	541	株主資本	41,440
土地	3,142	資本金	3,281
無形固定資産	764	資本剰余金	3,228
ソフトウェア	640	利益剰余金	37,592
その他の	124	自己株式	△2,661
投資その他の資産	12,916	その他の包括利益累計額	5,337
投資有価証券	9,719	その他有価証券評価差額金	5,025
出資金	119	退職給付に係る調整累計額	312
退職給付に係る資産	53		
その他の	3,513	純資産合計	46,778
貸倒引当金	△488	負債・純資産合計	53,170
資産合計	53,170		

連結損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		34,597
売上原価		16,935
売上総利益		17,662
販売費及び一般管理費		14,470
営業利益		3,192
営業外収益		
受取利息及び配当金	159	
受取賃貸料	21	
利用分量配当金	10	
固定資産賃貸料	2	
その他	37	231
営業外費用		
賃貸収入原価	4	
シンジケートローン手数料	10	
その他	0	16
経常利益		3,406
特別利益		
固定資産売却益	33	33
特別損失		
固定資産売却損	1	
固定資産除却損	22	
減損損失	25	
関係会社株式評価損	14	
その他	0	64
税金等調整前当期純利益		3,376
法人税、住民税及び事業税	739	
法人税等調整額	68	808
当期純利益		2,568
親会社株主に帰属する当期純利益		2,568

計算書類

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	29,329	流動負債	4,825
現金及び預金	12,228	買掛金	2,268
受取手形	91	未払金	1,208
売掛金	8,397	未払費用	163
商品及び製品	15	未払法人税等	604
原材料及び貯蔵品	6,534	賞与引当金	409
有価証券	100	役員賞与引当金	75
前渡金	1,796	その他	97
その他	298	固定負債	2,138
貸倒引当金	△133	退職給付引当金	753
固定資産	19,684	資産除去債務	305
有形固定資産	6,247	繰延税金負債	470
建物	2,446	その他	608
構築物	79	負債合計	6,964
機械及び装置	584	純資産の部	
車両運搬具	31	株主資本	37,024
工具器具備品	530	資本金	3,281
土地	2,574	資本剰余金	3,228
無形固定資産	654	資本準備金	3,228
ソフトウェア	640	利益剰余金	33,176
その他	14	利益準備金	14
投資その他の資産	12,783	その他利益剰余金	33,161
投資有価証券	9,719	固定資産圧縮積立金	6
関係会社株式	9	別途積立金	35,000
出資金	115	繰越利益剰余金	△1,844
長期前払費用	2,447	自己株式	△2,661
その他	999	評価・換算差額等	5,025
貸倒引当金	△508	その他有価証券評価差額金	5,025
資産合計	49,014	純資産合計	42,050
		負債・純資産合計	49,014

損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		24,772
売上原価		8,052
売上総利益		16,719
販売費及び一般管理費		13,297
営業利益		3,422
営業外収益		
受取利息	1	
受取配当金	150	
有価証券利息	7	
受取賃貸料	128	
その他	54	341
営業外費用		
賃貸収入原価	77	
貸倒引当金繰入額	3	
シンジケートローン手数料	10	
その他	0	92
経常利益		3,672
特別利益		
固定資産売却益	33	33
特別損失		
固定資産売却損	1	
固定資産除却損	22	
減損損失	25	
関係会社株式評価損	14	
その他	0	64
税引前当期純利益		3,641
法人税、住民税及び事業税	931	
法人税等調整額	△234	696
当期純利益		2,944

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

株式会社藤商事
取締役会 御中

2025年5月21日

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 坂 井 俊 介
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 谷 間 薫
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社藤商事の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社藤商事及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

株式会社藤商事
取締役会 御中

2025年5月21日

EY新日本有限責任監査法人
大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	坂	井	俊	介
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	谷	間		薫

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社藤商事の2024年4月1日から2025年3月31日までの第60期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第60期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月23日

株 式 会 社 藤 商 事	監 査 等 委 員 会
常勤監査等委員	市 川 雅 和 ㊞
常勤監査等委員	岩 松 登 ㊞
監査等委員	帆 足 智 典 ㊞

(注1) 監査等委員岩松登及び帆足智典は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

(注2) 監査等委員川島育也は、2025年4月13日逝去により退任いたしました。なお、監査等委員の定員につきましては、法令及び定款の規定を満たしております。

